

## 事業契約書(案)等に対する質問回答

|   | 資料名                      | 頁  | 項目        | 質問  | 回答  |
|---|--------------------------|----|-----------|---|---|
| 1 |                          |    |           | 本事業については、国税庁通達「売買とされるPF事業について」の適用があると理解してよろしいでしょうか。   | 本事業の会計処理については、各自において御判断ください。  |
| 2 |                          |    |           | 本件施設に係る固定資産税及び不動産取得税について事業者は負担する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。  | 公共代替性が高く、民間競合のおそれのないPF事業用資産に係る固定資産税及び不動産取得税について課税標準を2分の1とする旨規定された地方税法等の一部を改正する法律案が、本年2月8日に閣議決定され、本国会に提出されたところであります。刑務所施設及び公務員宿舎は本事業の対象となるものと承知しています。<br>なお、山口県条例及び美祿市条例に基づく課税免除の取扱いの有無については、山口県及び美祿市において判断されるものであり、回答しかねます。 |
| 3 | 基本協定書(案)                 | 5  | 第8条第3項    | 融資を行う金融機関の決定後、守秘義務規定を含む融資に関する確約書を提出しなければならないとありますが、提出期限は特に定められていないとの理解でよろしいでしょうか。また、守秘義務規定を含む融資に関する関心表明書で代替してもかまわないとの理解でよろしいでしょうか。                  | 金融機関の決定後、直ちに、守秘義務の遵守を国に対して約束する旨が確認できる書類を提出してください。   |
| 4 | 基本協定書(案)                 | 6  | 第11条      | ここにいう関心表明書とは、第8条第3項の確約書(又は関心表明書)との理解でよろしいでしょうか。   | 御理解のとおりです。  |
| 5 | 施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書(案) | 3  | 第2条第33号   | 不可抗力の定義に「通常予見可能な範囲を超えるもの」とありますが、たとえば「毎年その地方を通過する台風」は不可抗力には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。  | 御理解のとおりです。  |
| 6 | 施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書(案) | 7  | 第10条第2項   | 本項ただし書きにおいて、本施設の建設に要する仮設資材置場等の確保は、事業者の責任及び負担において行くとされておりますが、これは仮設資材を無償貸付対象敷地以外の部分におく必要がある場合の規定であって、無償貸付対象敷地内に仮設資材置場を設置することを妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。 | 御理解のとおりです。  |
| 7 | 施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書(案) | 10 | 第16条第9項ほか | 国に帰責時由がある場合において、国が負担することとされている増加費用には、合理的な範囲内の金融費用が含まれているとの理解でよろしいでしょうか。   | 御理解のとおりです。  |
| 8 | 施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書(案) | 14 | 第27条第6項   | 本施設を設置すること自体に関する近隣対策については、国が実施するとの理解でよろしいでしょうか。   | 御理解のとおりです。  |

|    |                          |    |           |  |            |
|----|--------------------------|----|-----------|--|------------|
| 9  | 施設の整備,維持管理及び運営に関する契約書(案) | 16 | 第31条第1項   | 国が適当と認める方法により完成検査を行うとありますが,従来の刑務所施設の整備における完成検査と同等のものを想定しているとの理解でよろしいでしょうか。   | 御理解のとおりです。 |
| 10 | 施設の整備,維持管理及び運営に関する契約書(案) | 17 | 第36条,第45条 | 本条に基づき違約金が課されるのは,完成確認書の交付が,事業者の責めに帰すべき事由による建設工事の遅延又は事業者の要求水準未達等に起因して,本件宿舍入居予定日あるいは本件運営開始予定日より遅延した場合であるとの理解でよろしいでしょうか。                          | 御理解のとおりです。 |
| 11 | 施設の整備,維持管理及び運営に関する契約書(案) | 23 | 第61条第2項   | 事業者が刑務作業の実施に必要な作業提供企業を確保できなかった場合には,別紙13によりPF事業費を減額するとありますが,作業提供企業を確保できなかった場合においても,その代替として要求水準を満たす職業訓練を提供する場合にあっては,PF事業費び減額は行われぬとの理解でよろしいでしょうか。 | 御理解のとおりです。 |
| 12 | 施設の整備,維持管理及び運営に関する契約書(案) | 26 | 第69条第3項   | 本施設の終了前検査について,要求水準等を満たす限りにおいては,経年により通常発生する劣化,汚れ,摩耗等を理由として,本施設の修繕等を国から要求されることはないとの理解でよろしいでしょうか。   | 御理解のとおりです。 |